



令和4年11月20日執行の松戸市議会議員一般選挙に係る異議申出に対する決定について

異議申出人 川野 寛 氏から令和4年12月5日付けで提起された、令和4年11月20日執行の松戸市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について松戸市選挙管理委員会は以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 申出人

川野 寛

2 異議申出の趣旨

本件選挙において当選となった戸張ともこ候補の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

3 決定年月日

令和4年12月22日

4 決定の内容

異議申出を棄却する

5 申出人の主張及び決定の理由

別紙決定書のとおり

6 その他

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市選挙管理委員会事務局

☎047-366-7386（直通） FAX047-369-3360

✉ mcsenkyokanriinkai@city.matsudo.chiba.jp

決定書

異議申出人

松戸市北松戸 2 丁目 19 番地の 7

アルベールビル 302 号

川野 寛

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 4 年 1 2 月 5 日付けで提起された令和 4 年 1 1 月 2 0 日執行の松戸市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について松戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第 1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において当選となった戸張ともこ候補（以下「戸張候補」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第 2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

選挙期間中の掲示が禁止されている政治活動用二連ポスターが市内の数十カ所にわたって掲示され続けており、投票所の近くにも多数の政治活動用二連ポスターが掲示されていたことを確認している。禁止されている掲示物による集票効果によって次点落選者との間にある 6 2 票の差は覆りうると考え、ここに異議の申し立てを行う。

決定の理由

当委員会は、申出人から令和 4 年 1 2 月 5 日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和 4 年 1 2 月 5 日付けでこれを受理し、申出人から証拠書類を徴し、慎重に審理を行った。その結果は次のとおりである。

第 1 当選の無効に係る主張について

当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」と判示されている（平成 4 年 1 2 月 1 7 日名古屋高等裁

判所判決、また同旨として、昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決)。

このように、当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されている。

申出人は、戸張候補の氏名等が記載されている政治活動用ポスターを、戸張候補が本件選挙の候補者となった告示日以降も撤去せずに掲示していた行為が、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第201条の14に違反するものであり、公選法が規定する選挙運動のため使用することができる文書図画のいずれにも該当しない文書図画を掲示した行為は公選法第143条及び第146条に違反し、当該行為は公選法第243条第1項第4号、第5号の選挙運動の罰則規定に該当すると主張しているものと解される。

したがって、戸張候補が本件選挙の候補者となった告示日以降も撤去せずに掲示していた行為及び公選法が規定する選挙運動のため使用することができる文書図画のいずれにも該当しない文書図画を掲示した行為が公選法規定違反であることを理由とする、本件選挙における当選人の当選無効の決定を求める申出人の主張は、上記の当選人決定についての違法事由に該当していないため、採用することができない。

第2 選挙の無効について

公選法第209条は、当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が公選法第205条第1項の場合に該当するとき、すなわち、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、申出人は、当選人のうち最少得票で当選となった戸張候補と次点落選者の票差数が62票であり、使用することができない文書図画の掲示による選挙運動が選挙結果に影響を及ぼしたと主張しているものと解されるため、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により審理した。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)するものとされている。

また、公選法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)

このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断する。

「選挙の規定に違反すること」については、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。そ

これは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

なお、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に公選法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであって、公選法第205条第1項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)と解されている。

こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において文書図面の掲示行為をもって、選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足りる事実はなく、選挙の自由公正が失われたということはできないため、本件選挙が無効とされる場合に当たるとはいえない。

したがって、前示「選挙の規定に違反」するものと認めることができず、本件選挙の無効原因とすることはできない。

第3 まとめ

以上のとおり、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年12月22日

松戸市選挙管理委員会
委員長 飯沼 允

教示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。